

# 公益社団法人北九州市獣医師会委員会規程

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人北九州市獣医師会（以下「この法人」という。）の定款第26条に定める委員会に関する事項について定め、それによって委員会の円滑な業務を図ることを目的とする。

## 第2章 委員会

(各委員会)

第2条 この法人に以下の委員会を設ける。

- (1) 狂犬病予防事業委員会
- (2) 公衆衛生・産業動物委員会
- (3) 総務委員会
- (4) 学術委員会
- (5) 動物愛護委員会
- (6) 学校飼育動物委員会
- (7) 夜間動物病院事業委員会
- (8) 財務委員会
- (9) 災害時対策委員会
- (10) 必要と認めた時は、他に委員会を設置することができる。又、必要により委員会の担当業務を他の委員会が代行することができる。

2 各委員会の構成、活動内容は各委員会の章で個別に定める。

(委員長)

第3条 各委員会の委員長は理事会が任命することができる。

2 委員長は委員会を代表し、その任務を遂行する。

3 委員長は任命後、早急に委員長会議を行い委員長以外の委員の指名を行う。

ただし、財務委員会及び災害時対策委員会の委員は会長が理事から任命するため、財務委員長及び災害時対策委員長はこの会議に出席しない。なお、この会議には委員長の要請により理事も参加することができる。

- 4 委員長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠により就任した委員長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 任期満了、又は辞任により退任した委員長は、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(委員)

第4条 各委員会の委員は理事会が任命することができる。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 任期満了、又は辞任により退任した委員は、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
- 5 委員は委員会を重複して所属することができる。

(業務担当理事)

第5条 財務委員会と災害時対策委員会を除く各委員会には会長の任命により理事から1名の業務担当理事を置く。

- 2 業務担当理事は、担当の委員会の決定事項等を理事会に報告し、理事会の要請等を委員会に指示する。又、委員長から委員会への出席要請があれば委員会に出席しなければならない。要請がない委員会への出席は業務担当理事の判断に委ねる。

### 第3章 狂犬病予防事業委員会

(委員構成)

第6条 この委員会は小動物臨床会員全員で構成される。

- 2 この委員会には業務担当理事1名、委員長1名、副委員長1名及び各区から1名以上の各区担当委員を置く。

(任命及び指名)

第7条 委員長は理事会が任命することができる。

- 2 副委員長及び各区担当委員は委員長が委員から指名し、理事会が任命する

ことができる。

(会議の開催)

第8条 委員会の会議は委員長が招集し、議長を務める。

2 毎年3月に定例委員会を行う。

3 第5条第2項の業務担当理事、委員長、副委員長及び各区担当委員により委員会とは別に担当者会議を開催できる。

(業務内容)

第9条 業務内容を以下のとおり定める

(1) 狂犬病予防注射に関する行政機関との連絡

(2) 狂犬病予防注射業務の企画・立案

(3) 狂犬病予防の啓発活動

(4) 狂犬病予防注射業務の適正指導とマニュアル作成

(5) 狂犬病予防注射の実施

(6) 理事会及び各委員会との連絡・連携

(7) その他理事会から委嘱された事項

(狂犬病予防事業運営規程)

第10条 ここに明記されていない狂犬病予防事業に関する事項は、狂犬病予防事業運営規程に別に定める。

#### 第4章 公衆衛生・産業動物委員会

(委員構成)

第11条 この委員会は勤務会員全員で構成される

2 この委員会には業務担当理事1名、委員長1名及び副委員長1名を置く。

(任命及び指名)

第12条 委員長は理事会が任命することができる。

2 副委員長は委員長が委員から指名し、理事会が任命することができる。

(会議の開催)

第13条 委員会の会議は委員長が招集し、議長を務める。

2 必要に応じて委員会を行う。

(業務内容)

第14条 業務内容を以下のとおり定める。

- (1) 公衆衛生の向上に関する情報の収集及び伝達
- (2) 畜産（産業動物）振興に関する情報の収集及び伝達
- (3) 理事会及び各委員会との連絡・連携
- (4) その他理事会から委嘱された事項

## 第5章 総務委員会

(委員構成)

第15条 この委員会は小動物臨床会員と勤務会員で構成される。

2 この委員会には業務担当理事1名、委員長1名、副委員長1名及び委員数名を置く。

(任命及び指名)

第16条 委員長は理事会が任命することができる。

2 副委員長及び委員は委員長が指名し、理事会が任命することができる。

(会議の開催)

第17条 委員会の会議は委員長が招集し、議長を務める。

(業務内容)

第18条 業務内容を以下のとおり定める。

- (1) 定款、細則、規程の検討
- (2) 褒章、懲罰に関する事項の提案
- (3) 総会会場の設営
- (4) 総会議事録の作成
- (5) 獣医師法及びその他、関連する法律に関する事項
- (6) 広報活動
- (7) ホームページの管理
- (8) 福利厚生に関する事項

- (9) 慶弔に関する事項
- (10) その他理事会から委嘱された事項

## 第6章 学術委員会

(委員構成)

第19条 この委員会は小動物臨床会員と勤務会員で構成される。

- 2 この委員会には業務担当理事1名、委員長1名、副委員長1名及び委員数名を置く。

(任命及び指名)

第20条 委員長は理事会が任命することができる。

- 2 副委員長及び委員は委員長が指名し、理事会が任命することができる。

(会議の開催)

第21条 委員会の会議は委員長が招集し、議長を務める。

(業務内容)

第22条 業務内容を以下のとおり定める。

- (1) 学術、技術全般に関する事項の提案
  - ① 学会に関するもの
  - ② 獣医学に関する情報の収集・伝達
  - ③ 人と動物の共通感染症の情報収集及び研究に関する事項
- (2) その他理事会から委嘱された事項

## 第7章 動物愛護委員会

(委員構成)

第23条 この委員会は小動物臨床会員と勤務会員で構成される。

- 2 この委員会には業務担当理事1名、委員長1名、副委員長1名及び委員数名を置く。

(任命及び指名)

第24条 委員長は理事会が任命することができる。

2 副委員長及び委員は委員長が指名し、理事会が任命することができる。

(会議の開催)

第25条 委員会の会議は委員長が招集し、議長を務める。

(業務内容)

第26条 業務内容を以下のとおり定める。

- (1) 動物愛護全般に関する事項
- (2) 動物愛護週間に関する事項
- (3) 捨て猫・捨て犬防止キャンペーン事業に関する事項
- (4) 動物、譲渡会に関する事項
- (5) その他理事会から委嘱された事項

## 第8章 学校飼育動物委員会

(委員構成)

第27条 この委員会は小動物臨床会員と勤務会員で構成される。

2 この委員会には業務担当理事1名、委員長1名、副委員長1名及び委員数名を置く。

(任命及び指名)

第28条 委員長は理事会が任命することができる。

2 副委員長及び委員は委員長が指名し、理事会が任命することができる。

(会議の開催)

第29条 委員会の会議は委員長が招集し、議長を務める。

(業務内容)

第30条 業務内容を以下のとおり定める。

- (1) 学校飼育動物に関する事項
  - ① 学校で飼育されている動物の治療
  - ② 児童に対するふれあい授業の開催
  - ③ 学校訪問活動
- (2) 学校飼育動物に関する市及び教育委員会との交渉事項

- (3) 学校飼育動物の市民への啓発活動
- (4) その他理事会から委嘱された事項

## 第9章 夜間動物病院事業委員会

### (担当業務)

第31条 この委員会は公益社団法人北九州市獣医師会夜間救急動物病院（以下、「夜間救急動物病院」と略す。）の運営に関することを行う。

### (委員会構成)

第32条 この委員会は小動物臨床会員と勤務会員で構成される。

- 2 この委員会には業務担当理事1名、委員長1名、副委員長1名及び委員数名を置く。ただし、業務担当理事が委員長を兼任することができる。

### (任命及び指名)

第33条 委員長は理事会が任命することができる。

- 2 副委員長及び委員は委員長が指名し、理事会が任命することができる。

### (会議の開催)

第34条 委員会の会議は委員長が招集し、議長を務める。

- 2 年に4回以上は定例委員会を行う。
- 3 夜間救急動物病院の医局長はオブザーバーとして委員会に出席できる。

### (業務内容)

第35条 主に次の事業を行う。

- (1) 夜間救急動物病院の運営に関する事項
- (2) その他理事会から委嘱された事項

### (夜間救急動物病院運営規程)

第36条 ここに明記されていない夜間救急動物病院の運営に関する事項は、夜間救急動物病院運営規程に別に定める。

## 第10章 財務委員会

(委員構成)

第37条 この委員会は理事で構成される。

2 この委員会には委員長1名、副委員長1名以上を置く。

(任命)

第38条 委員長及び副委員長は会長が理事から任命する。

2 委員長は財務担当理事と会計責任者の業務を行う。

3 副委員長のうち1名は出納責任者の業務を行う。

(会議の開催)

第39条 委員会の会議は委員長が招集し、議長を務める。

2 毎事業年開始前に定期会議を行う。

(業務内容)

第40条 業務内容を以下のとおり定める

(1) この委員会は会の財務及び会計を行う。

(2) 別に定める会計規程、資産運用規程に基づき会計を行う。

## 第11章 災害時対策委員会

(委員構成)

第41条 この委員会は理事で構成される。

2 この委員会には委員長1名、副委員長1名を置く。

(任命)

第42条 委員長、副委員長及び委員は会長が理事から任命する。

2 委員長は災害時対策担当理事の業務を行う。

(会議の開催)

第43条 委員会の会議は委員長が招集し、議長を務める。

(業務内容)

第44条 業務内容を以下のとおり定める。

(1) 災害時の体制の構築に関する事項

- ① この法人における VMAT 体制の構築
  - ② 九州 VMAT との連携
  - ③ 災害時のペット救援体制の構築
  - ④ その他
- (2) その他理事会から委嘱された事項

## 第 1 2 章 補則

(規程の改廃)

第 4 5 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

(委任)

第 4 6 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、理事会の決議を経て会長が定める。

附則

この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この一部改正は、平成 2 7 年 6 月 3 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前において、北九州市夜間救急動物病院に関することが検討委員会にて決定されたものは、改正後の公益社団法人北九州市獣医師会委員会規程に基づき行われたものとみなす。

附則

この規程は、平成 2 9 年 9 月 9 日から施行する。

附則

この規程は、令和 3 年 6 月 1 0 日から施行する。